

おしえて 消費生活！！

被害事例

シヨップで「月3000円で使えるスマートフォンがある」と説明を受け契約した。しかし、後日支払額を確認したところ、様々なオプションサービスが付与されていたため、説明時の金額とは大きく異なる14000円を請求されていた。
高額なため、解約したい。

アドバイス

近年、いわゆる「格安スマホ」などの携帯電話を



利用する方が増えていますが、それに関するトラブル件数も増加しています。特に、今までどおりのサービスが安く受けられるかと思っていたのに、実際はサービス内容が違っていたというトラブルが目立ちます。格安スマホ会社の料金設定は比較的安価ですが、自分が契約しようとしているサービスの内容を十分に理解し、今まで契約していた携帯電話会社と違う点もあることに注意して利用することが大切です。具体的には、以下の点に注意するようにしましょう。

格安スマホ（スマートフォン）の契約トラブルを防ぐために

- 1.自分の現在の利用状況を確認した上で、ホームページやパンフレット等で、格安スマホ会社が提供しているサービスを確認しましょう
- 2.今まで使っていたスマートフォンなどの端末を引き続き使えるかどうか確認しましょう
- 3.中古端末を購入する場合、「ネットワーク利用制限」対象の端末ではないか確認しましょう
- 4.格安スマホ会社の回線を利用するための手続きと、利用開始日を確認しましょう
- 5.トラブルになった場合は、消費生活センターに相談しましょう

東広島市消費生活センター

東広島市役所 北館1階2番窓口 電話 082-421-7189

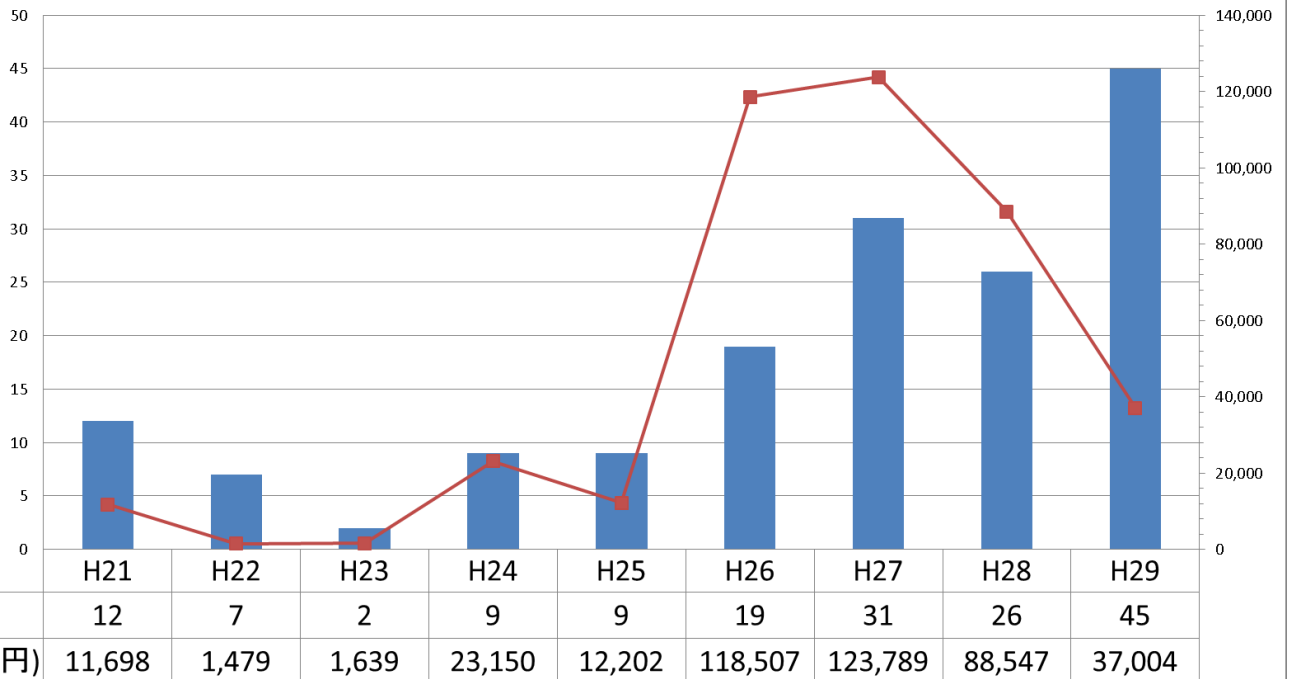
(月～金(祝日・年末年始の市の休日を除く。)) 9～12時 13～17時

特殊詐欺の被害金額は減りましたが、件数は増え続けています。ご注意ください。

被害件数

被害金額

東広島市内の特殊詐欺被害状況



被害に遭わないために、こんな電話は疑ってください！

- 今日中に支払わないと法的手段を取る
- コンビニでプリペイドカードを購入して
- 今日中に手続きを
- キャッシュカードと携帯を持ってATMへ
- このことは誰にも言わないように

●東広島市の相談件数トップ3

東広島市消費生活センターに寄せられた昨年度の相談事例が多かったものは

- ① 商品一般（架空請求はがき）
（例）身に覚えのない消費料金未納による訴訟通知のはがきが届いた等。
- ② 放送・コンテンツ等
（例）有料情報サイトからの身に覚えのない料金の請求等
- ③ インターネット通信サービス
（例）プロバイダを変えると安くなるとの説明で変えたが、料金が変わらなかった。

◎こうしたトラブルに巻き込まれたら、消費生活センター（TEL082-421-7189）にご相談ください！！